

宇都宮市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、下記の財政援助団体等について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

記

- 1 特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会
- 2 宇都宮市土地開発公社
- 3 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房
- 4 栃木県造園建設業協同組合
- 5 公益財団法人とちぎYMCA
- 6 特定非営利活動法人うつのみや環境行動フォーラム

令和元年10月31日

宇都宮市監査委員 小林 陽 夫

同 福田 栄

同 金 崎 芙美子

同 内 藤 良 弘

令和元年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 財政援助団体等監査の対象となる団体

(1) 財政援助団体

宇都宮市が市単独で補助金，交付金，負担金その他の財政的援助を行っている団体で，当該援助の目的が団体運営に係るもの（23 団体）

(2) 出資・出捐団体

宇都宮市が基本財産，資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資，出捐している法人（9 団体）

(3) 公の施設の指定管理者

宇都宮市が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体（57 団体，114 施設）

2 監査の期間

令和元年6月17日から10月15日まで

3 監査の実施方法

(1) 予備監査（一次）

- ・財政援助団体等監査の対象となる団体のうち，財政援助団体8 団体，出資法人等3 団体，公の施設の指定管理者12 団体を選定した（別紙参照）。
- ・対象となる所管部局から提出された調査票及び関係書類により予備監査（一次）を実施し，必要に応じ関係職員の説明を受けた。

(2) 本監査対象団体の選定及び監査の方法

ア 本監査対象団体

これまでの監査実施状況及び予備監査（一次）の結果を踏まえ，次の6 団体を本監査対象団体として選定した。

① 財政援助団体

対象団体	特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会
所管課	国際交流プラザ

② 出資法人等

対象団体	宇都宮市土地開発公社
所管課	用地課

③ 公の施設の指定管理者

対象団体	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房
対象施設	宇都宮市まちづくりセンター
所管課	みんなでまちづくり課

対象団体	栃木県造園建設業協同組合
対象施設	宇都宮市北山霊園，宇都宮市上河内東山霊園，宇都宮市河内霊園，宇都宮市河内北霊園
所管課	生活安心課

対象団体	公益財団法人とちぎYMCA
対象施設	宇都宮市青少年活動センター，宇都宮児童遊園
所管課	子ども未来課

対象団体	特定非営利活動法人うつのみや環境行動フォーラム
対象施設	宇都宮市環境学習センター
所管課	環境政策課

イ 監査方法

- (ア) あらかじめ団体及び所管課から提出された資料，関係書類をもとに，計算，照合等による監査を行った。
- (イ) 関係職員の出席を求め，事務事業の執行について説明を受け，必要に応じ質疑を行った。

第2 監査対象の概要及び結果

監査対象の概要及び結果については，次のとおりである。結果における指摘事項は，法令，条例，規則等に違反するものである。なお，各表中の数値等の取扱いについて，面積は整数とし，単位未満を切り捨てて表示した。また，金額は千円単位とし，単位未満を四捨五入して表示した。したがって，内訳の計が「合計」の金額と一致しない場合がある。

1 特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会（市民まちづくり部国際交流プラザ）

(1) 監査対象事項

平成30年度に宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金名	宇都宮市国際交流協会補助金
補助金額	11,669千円

(2) 財政援助団体の概要

所在地	宇都宮市馬場通り4丁目1番1号 うつのみや表参道スクエア5階 宇都宮市国際交流プラザ内
設立目的	市民を主体とした幅広い分野における国際交流・多文化共生を推進し，相互理解と友好親善に努め，宇都宮市の国際化と世界平和に貢献する。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流・多文化共生に関する研修・講習会及び啓発事業 ・ 国際交流・多文化共生に貢献できる人材の育成 ・ 外国人住民、留学生との交流及び相談・支援事業 		
収支概要 (千円)	区 分	金 額	うち補助金額
	収入総額	51,635	11,927
	支出総額	50,682	△258 (戻入)
	収支差額	952	11,669

(3) 監査の結果

宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

ア 団体に対するもの

- (ア) 管理費の支出命令書のうち、支出日が翌年度のものについて、平成 30 年度中に支出命令しているにもかかわらず、翌年度の決裁者が押印していた。
- (イ) 補助金の精算に伴う補助金等収入の減額調定について、補助金等返還請求書を收受した日（3 月 31 日）に調定すべきところ、返還金を市に戻入した日（5 月 1 日）に調定していた。また、調定書について、翌年度の決裁者が押印していた。

(4) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

- (ア) 本市国際化の中核を担う国際交流協会に対し、更なる信頼性を確保するため、事務執行における内部統制を徹底し、簿記の原則やNPO法人会計基準等に基づく適正な会計処理に努めるよう指導されたい。
- (イ) 組織の活性化を図るため、国際交流協会に対し、新規会員の獲得に努めるなど、意欲のある人の参加を促進し、持続的に国際交流事業を発展できるよう、在任期間が長期に及ぶ理事や各種委員会委員の再任について検討するなど、新陳代謝が図られるよう指導されたい。

イ 団体に対するもの

- (ア) 本市国際化の中核を担う団体として、更なる信頼性を確保するため、事務執行における内部統制を徹底し、簿記の原則やNPO法人会計基準等に基づく適正な会計処理に努められたい。
- (イ) 本市の国際交流活動推進のため、講座等の実施にあたっては、効果的な周知の方法を検討するとともに内容の見直しを図るほか、情報提供コーナーについても、姉妹友好都市を紹介する図書やDVDなどの展示資料等を積極的にPRするなど、その有効活用を図られたい。

2 宇都宮市土地開発公社（理財部用地課）

(1) 監査対象事項

出資金（10,000,000円）の管理及び運用に係る出納その他の事務の執行

(2) 出資法人の概要

所在地	宇都宮市旭1丁目1番5号			
設置目的	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地及び公用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。			
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地取得事業 ・ 土地造成事業 ・ 附帯等事業 			
決算概要 (千円)	貸借対照表		損益計算書	
	区 分	金 額	区 分	金 額
	資 産	3,580,128	収 益	1,544,513
	負 債	3,305,219	費 用	1,463,939
	資 本	274,909	当期純利益	80,575

(3) 監査の結果

出資金の管理及び運用に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(4) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

土地開発公社は、公有地取得事業のほか篠井ニュータウン分譲事業などを行っているが、篠井ニュータウン分譲事業は販売数が約9割となり完売に近付いていることなどを踏まえ、所管課においては、今後の土地開発公社のあり方について十分検討されたい。

3 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房

（市民まちづくり部みんなでまちづくり課）

(1) 監査対象事項

平成30年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮市まちづくりセンター
所在地	宇都宮市元今泉5丁目9番7号

設置目的	地域活動団体やNPO、民間事業者等がそれぞれの特性や能力を発揮しあい、公共的課題の解決に自主的に取り組む社会をつくるため、各活動主体の連携体制構築やNPO等の組織基盤の強化など多様な支援を行う市民協働のまちづくりの拠点施設として設置するもの。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター事業（活動場所の提供、ネットワーキング、データベース・調査研究、NPO法人等設立・運営支援、事業支援、人材育成） ・施設の維持管理に関する業務 ・その他必要な業務 		
敷地面積	1,468 m ²	延床面積	543 m ²
施設内容	情報展示スペース 30 m ² 、ミーティングルームA 45 m ² 、ミーティングルームB 20 m ² 、研修室A 38 m ² 、研修室B 34 m ² 、研修室C 40 m ² 、オフィス（13区画）108 m ²		
収支概要 (千円)	指定管理料		27,362
	使用料収入		497
利用実績 (のべ人数)	26,693 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

(千円)

	指定事業等に係る収支	自主事業に係る収支	総括
収入の部	施設管理に係る収入	11,926	
	指定事業に係る収入	15,436	自主事業に係る収入 54
	計	27,362	計 54
支出の部	施設管理に係る経費	11,410	
	指定事業に係る経費	15,495	自主事業に係る経費 58
	計	26,904	計 58
収支差額	457		△ 4

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

施設管理については、利用者のニーズを的確に把握し、市の財産管理のルールに基づく手法を十分検討しながら、適切な執行をされたい。

イ 団体に対するもの

市民のまちづくりへの参加をより一層推進できるよう、施設利用者に対しては、常におもてなしの心を持って丁寧な対応に努められたい。

4 栃木県造園建設業協同組合（市民まちづくり部生活安心課）

(1) 監査対象事項

平成 30 年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	北山霊園	上河内東山霊園	河内霊園	河内北霊園
所在地	岩本町 483 番地	中里町 667 番地 1	白沢町 620 番地 1	白沢町 1712 番地 4
設置目的	宇都宮市墓園条例に定める施設として、市民の墓地需要に応えるため、墓地供給を行うとともに、利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。			
業務内容	<p>1 施設の運営に関する業務</p> <p>(1) 墓地、納骨堂に関する業務</p> <p>(2) 各種届出の受付業務</p> <p>(3) 霊園、納骨堂に関する相談業務</p> <p>2 施設の維持管理に関する業務</p> <p>(1) 施設の保守管理業務</p> <p>(2) 施設で保有している附帯設備、備品の維持管理業務</p> <p>(3) 樹木、芝生等植栽の維持管理業務</p> <p>(4) 清掃、警備、防災に関する業務</p> <p>※ 北山霊園に管理事務所及び納骨堂を設置（上河内東山霊園、河内霊園及び河内北霊園は、管理事務所及び納骨堂は設置していない。）</p>			
敷地面積	379,000 m ²	6,421 m ²	8,442 m ²	9,477 m ²
施設内容 (墓所)	46,498 m ²	2,365 m ²	4,312 m ²	3,542 m ²
収支概要 (千円)	指定管理料		38,829	
	使用料、管理手数料収入		74,973	
利用実績 (のべ人数)	14,000 人			

(3) 指定管理業務の収支状況

(千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	38,829			
	指定事業に係る収入	0	自主事業に係る収入	798	
	計	38,829	計	798	39,627
支出の部	施設管理に係る経費	36,876			
	指定事業に係る経費	0	自主事業に係る経費	56	
	計	36,876	計	56	36,932
収支差額		1,953		742	2,695

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

霊園にふさわしい環境を保つため、指定管理者と連携しながら、お盆等の時期において混雑が予想される日時を事前に周知し、渋滞の緩和を図るなど、渋滞等への対策について検討されたい。

イ 団体に対するもの

霊園にふさわしい環境を保つため、所管課と連携しながら、お盆等の時期において混雑が予想される日時を事前に周知し、渋滞の緩和を図るなど、渋滞等への対策について検討されたい。

5 公益財団法人とちぎYMCA（子ども部子ども未来課）

(1) 監査対象事項

平成30年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮市青少年活動センター		
所在地	宇都宮市今泉町3007番地		
設置目的	青少年の健全育成，自主的活動及び交流の促進を図る。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年のための講座，講演会及び研修会の開催に関すること。 ・ 青少年及び青少年団体に対する活動の場の提供に関すること。 ・ 青少年の交流の促進に関すること。 ・ 青少年育成のための指導者の養成に関すること。 ・ 青少年団体に対する支援に関すること。 ・ その他センターの目的を達成するために必要な事業 		
敷地面積	9,126 m ²	延床面積	本館 927 m ² ，体育館 1,634 m ²
施設内容	【本館】 ホール・談話室 137 m ² ，講堂兼プレイルーム 140 m ² ，料理室 68 m ² ，講習室（A+B）122 m ² ，和室 68 m ² ，音楽室 43 m ² ，事務室 71 m ² ， 【体育館】 1,214 m ² ， 【テニスコート】 1,680 m ² ，駐車場		
収支概要 (千円)	指定管理料		33,225
	使用料収入		2,419
利用実績 (のべ人数)	54,917 人		

施設名	宇都宮児童遊園		
所在地	宇都宮市今泉町3007番地		
設置目的	児童に健全な遊びを与え，その健康を増進し，自主性，社会性，創造性を育み，情操を豊かにすることを目的とする。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の目的を達するために必要な事業（屋外遊び，読み聞かせ，手遊び，季節行事，工作教室，子育て相談等） 		
敷地面積	4,040 m ²	延床面積	67 m ²
施設内容	【児童遊園】 各種遊具，あずまや，ベンチ，トイレ，水道施設 【あそぼの家】 あそぼの家 67 m ² ，		
収支概要 (千円)	指定管理料		2,500
	使用料収入		—
利用実績 (のべ人数)	34,385 人（児童遊園 22,608 人，あそぼの家 11,777 人）		

(3) 指定管理業務の収支状況

(千円)

	指定事業等に係る収支	自主事業に係る収支	総括
収入の部	施設管理に係る収入	35,725	
	指定事業に係る収入	2,625	自主事業に係る収入 644
	計	38,350	計 644
支出の部	施設管理に係る経費	34,277	
	指定事業に係る経費	4,144	自主事業に係る経費 567
	計	38,421	計 567
収支差額	△ 70	76	7

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

ア 所管課に対するもの

指定管理者が物販を行う場合に必須となる目的外使用許可について、指定管理者に的確な指導監督をしていなかった。

イ 団体に対するもの

施設において指定管理者が物販を行う場合、必ず目的外使用許可を申請するとともに、あわせて使用料を納付しなければならないが、駄菓子等の物販に係る目的外使用について、許可申請をせず、使用料も納付していなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

(ア) 指定管理者と連携を図りながら、青少年以外の幅広い年代の方が施設を利用できることについて更なる周知に努められるとともに、新たな用途の検討などの創意工夫により、稼働率の低い施設等の利用促進に努められたい。

(イ) 事業を適正に実施するため、目的外使用許可など施設管理において必要となる手続きの遵守について、指定管理者に対し指導されたい。

イ 団体に対するもの

(ア) 所管課と連携を図りながら、青少年以外の幅広い年代の方が施設を利用できることについて、更なる周知に努められるとともに、新たな用途の検討などの創意工夫により、稼働率の低い施設等の利用促進に努められたい。

(イ) 指定管理者がノウハウを生かし、利用者ニーズを捉えた様々な事業を行っているが、目的外使用許可など施設管理において必要となる手続きについても、所管課の確実な指導を受けることにより、適正に実施されたい。

6 特定非営利活動法人うつのみや環境行動フォーラム（環境部環境政策課）

(1) 監査対象事項

平成 30 年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮市環境学習センター		
所在地	宇都宮市茂原町 7 7 7 番地 1		
設置目的	環境に関する学習の機会を提供し、市民の環境への意識の向上を図るとともに、限りある資源を循環できる社会への転換に資する。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関する講座及び研修会を開催すること。 ・ 環境に関する資料を収集及び展示すること。 ・ 環境に関する情報を提供すること。 ・ 不用となった物品を再生化し、再生化した物品を展示し、提供すること。 ・ その他センターの目的を達成するために必要な事業 		
敷地面積	71,379 m ² の一部	延床面積	1,375 m ²
施設内容	研修室 122 m ² 、工作室 111 m ² 、エコシアター 87 m ² 、1F ホール（再生品展示コーナー、図書コーナー）488 m ² 、駐車場（クリーンパーク茂原と共用）3,125 m ²		
収支概要 (千円)	指定管理料		31,751
	再生品売払収入		662
利用実績 (のべ人数)	36,118 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

(千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	11,518			
	指定事業に係る収入	20,233	自主事業に係る収入	0	
	計	31,751	計	0	31,751
支出の部	施設管理に係る経費	12,835			
	指定事業に係る経費	18,855	自主事業に係る経費	0	
	計	31,690	計	0	31,690
収支差額		61		0	61

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

ア 団体に対するもの

指定事業等に係る収支については、収支の総額を表示することにより、一会計年度における一切の収入及び支出を明確にしなければならないが、講座の実施に係る収支について、総額を算入せず、教材費等(支出)と受講者から実費徴収した教材費(収入)とを相殺し、その差額のみを支出していた。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

(ア) 環境行動フォーラムに対し、公の施設の指定管理制度の公共性を十分認識し、指定管理業務に係る予算の執行については、会計の基本原則や市の会計基準等に基づく適正な会計処理に努めるよう指導されたい。

(イ) 指定事業に係る人件費において執行残が発生したことから、施設管理に係る備品購入費に流用し、翌年度以降に購入を計画していた備品を前倒しして購入していたが、予算の段階で精査するとともに、予算の流用は例外的な措置であることから、市の基準に準じて基準を明確にし、その基準に沿わない流用は厳に慎むよう指導されたい。

イ 団体に対するもの

(ア) 公の施設の指定管理制度の公共性を十分認識し、指定管理業務に係る予算の執行については、会計の基本原則や市の会計基準等に基づく適正な会計処理に努め、特に予算については、予算の段階で精査するとともに、予算の流用は例外的な措置であることから、市の基準に準じて流用の基準を明確にし、その基準に沿わない流用は厳に慎まれたい。

(イ) イベントや講座、再生品の提供などの事業や自主グループの活動について、周知方法を工夫するなど情報発信機能を強化し、周辺の地域にとどまらず、より多くの方に参加していただけるよう取り組まれたい。

第3 総括（全体を通じた意見及び要望）

今年度の財政援助団体等監査においては、「所管課の指定管理者等に対する指導・監督について」を重点項目に設定し実施したが、依然として、財政援助団体等の会計事務や公の施設の管理において所管課の役割認識が不十分なため適切な指導ができていない事例が数件みられた。

このような状況を踏まえ、所管課は、財政援助団体等に対し、状況に応じて適切な指導ができるよう、関係法令やマニュアル等を十分に確認し関係課と連携して対応するほか、所管課の担当者にあつては財政援助団体等に対し適切な指導ができるよう、財政援助団体等においては適正な事務処理ができるよう、企業やNPO法人などの組織に応じた会計の

知識の習得などに努められたい。また、補助金や指定管理制度等を総括する内部管理部門は、できる限り財政援助団体等の実情の正確な把握に努め、所管課が適正かつ円滑に事務事業を実施できるよう所管課との連携や支援の強化に努められたい。

今後とも、情報発信などによる施設の利用促進を図りながら事業を推進し、財政援助等の本来の目的が達成できるよう、所管課をはじめ、関係課や財政援助団体等が取り組まれることを望むものである。

令和元年度 財政援助団体等監査実施団体一覧【予備監査（一次）】

No.	所管部局	所管課	団体名	管理施設
I 財政援助団体				
1	総合政策部	地域政策室	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構	
2	市民まちづくり部	国際交流プラザ	特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会	
3	経済部	観光交流課	宇都宮観光コンベンション協会	
4		農業企画課	公益財団法人宇都宮市農業公社	
5	都市整備部	景観みどり課	公益財団法人グリーントラストうつのみや	
6	教育委員会事務局	スポーツ振興課	いきいきエンジョイ清原	
7			豊郷元気！スポーツクラブ	
8			城山地区地域スポーツクラブ	
II 出資法人等				
9	理財部	用地課	宇都宮市土地開発公社	
10	経済部	農業企画課	公益財団法人宇都宮市農業公社	
11	都市整備部	景観みどり課	公益財団法人グリーントラストうつのみや	
III 公の施設の指定管理者				
12	市民まちづくり部	みんなでまちづくり課	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房	まちづくりセンター
13			中央地域まちづくり推進協議会	中央地域コミュニティセンター
14			東地域まちづくり推進協議会	東地域コミュニティセンター
15			西地区まちづくり推進委員会	西地域コミュニティセンター
16			築瀬地域まちづくり推進協議会	築瀬地域コミュニティセンター
17			西原地域コミュニティ協議会	西原地域コミュニティセンター
18			昭和地域まちづくり推進協議会	昭和地域コミュニティセンター
19			錦地域まちづくり協議会	錦地域コミュニティセンター
20			宮の原地域まちづくり推進協議会	宮の原地域コミュニティセンター
21			生活安心課	栃木県造園建設業協同組合
22	子ども部	子ども未来課	公益財団法人とちぎYMCA	青少年活動センター・宇都宮児童遊園
23	環境部	環境政策課	特定非営利活動法人うつのみや環境行動フォーラム	環境学習センター